

令和7年3月定例会 一般質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「鉄道利用に係る環境改善、利便性向上について」

○中井政友 昼からの最初の質疑であります、皆さんよろしくお願いします。

4年間最後の一般質問になりましたが、質疑を頑張っていきたいと思います。そしてまた、事前に、議員また理事者の皆様に資料をお配りしております。追って出番が来ましたら説明させていただきますし、今回は、本県選出の芦高県議の議会議事録も了解を得て配付させていただきました。

では、第1番の質問に行きたいと思います。

鉄道利用に係る環境改善、利便性向上についてです。

12月議会、五位堂駅西踏切の渋滞や南駐車場のロータリー計画が議論になりました。また、近鉄大阪線五位堂駅南側広場整備事業構想が、今議会に債務負担行為として提案されました。このような中で、市民の鉄道利用に係る環境改善、利便性向上について質問させていただきます。

近鉄の令和5年11月付のネット公開資料を見ますと、1日の乗降客数は、五位堂駅は2万3,742人、県内有数の駅です。本市以外の利用者もありますが、多くは香芝市民だと思います。市民の声として、その利用の中、使用駅の外にトイレの設置の要望が強くあり、聞きます。しかし、近鉄線の外にはトイレがなく、駅員に頼んで改札を抜けて利用されたりしているのが状況です。また、駅員についても、最近の無人化の傾向、おられないことも多くあります。他市においては、全てではありませんが、外付けトイレの設置がされている自治体もあります。これを第1番目の質問とさせていただきます。外付けトイレの検討についてをお願いいたします。

○都市創造部次長 令和6年12月に策定をしてございます近鉄大阪線五位堂駅南側駅前広場整備基本構想では、駅前広場が担う環境空間機能の一つといたしまして、サービス機能のうち、公衆用トイレの設置を検討することとしてございます。

以上でございます。

○中井政友 現在、市内各駅、JR線を見ますと外付けトイレがあります。近鉄線にはほとんどありません。こうした鉄道事業者ごとで、なぜこういう設置の違いが出ているのかをお願いします。

○都市創造部次長 近年では、JR和歌山線の志都美駅や、近鉄大阪線の近鉄下田駅北側など、駅前広場や駅舎改修などに関連をいたしまして、駅構外のスペースにおきまして公衆用トイレの設置を計画してございます。

一方で、市内でも比較的早期に整備が進められました近鉄大阪線の五位堂駅の北側ですとか、近鉄関屋駅北側、二上駅南北、近鉄下田駅南側の駅前広場につきましては、公衆用トイレの設置がされていないというような状況でございます。

以上でございます。

○中井政友 早期に整備されたということは、早かったということで、そこまで近年ではやっているという理解でよろしいですね。

基本構想で検討するとのことですが、具体的にどのような検討をされていくのかをお願いします。

○都市創造部次長 近鉄大阪線五位堂駅南側駅前広場整備基本構想に基づきまして、令和7年度から遅くとも令和8年度前半までの間で完了する予定の基本設計の中で、具体的に導入する施設を検討することとなっております。その検討の中で、**公共的サービス施設の一つとして、公衆用トイレの設置を検討することとなっております。**

以上でございます。

○中井政友 ぜひ、検討していただけたらと思います。

町の玄関口は主要駅になっています。環境改善や維持費が市として要ることになります。ぜひ多くの利用者に喜ばれる施策を具体化していただけたらと思います。改めまして、近鉄五位堂駅南側駅前広場整備基本設計については、こういったものになるのかをお願いします。

○都市創造部次長 近鉄大阪線五位堂駅南側駅前広場整備基本構想に基づきまして、五位堂駅周辺における南側駅前広場の整備及び駅周辺の交通課題を解決するための道路整備に向けまして基本的な設計を実施するものでございます。

以上でございます。

○中井政友 基本的な設計を実施すると、さらに具体化されるということです。

本会議でも言いましたが、交通渋滞が今本当に早々の課題だと思います。駅周辺の課題についてお願いします。

現在、五位堂駅周辺の交通渋滞が課題である声を市民から多く聞いています。私自身、毎日実感しているところでもあります。駅前広場の整備により、踏切や周辺道路の混雑を解消する目的だと思いますが、これが逆にひどくならないのか、お答えをお願いします。

○都市創造部次長 基本設計におきましては、五位堂駅の南側駅前広場の整備、また同駅西側の下田第5号踏切の南側の交差点、またこの踏切から南側へ続く市道拡幅の整備などについて具体的な検討を進めてまいる予定でございます。

こうした整備によりまして、現状の課題が一定程度改善されるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中井政友 市の予算を使うことですので、しっかりと市民の声をしていただけたらというふうに思います。急ぐことなく、市民の声や要望を聞き、希望はどこにあるのかを探りつ

つ、役立つものをつくっていただきたい。そうした思いがあります。

次の質問に、行きたいと思います。

現在、五位堂駅周辺のごみの散乱や、たばこのポイ捨て等も大きな課題であると思います。側溝のほうに多くたまっており、見苦しい状態です。ボランティアの方が時々ごみ拾いをされておったり、自治会も年に何回かされていますが、本当に、現状を含めて、何か対策はないものかと思います。

利便性向上で人も増えれば、ごみも一方で増えます。特に、たばこのポイ捨てが多くあります。それについてのお考えがあればお願いします。

○都市創造部次長 ごみやたばこのポイ捨てにつきましては、マナーを守っていない方の意識やモラルの問題でございまして、こうした対策につきましては、周知とともに、ポスターや看板などによる注意喚起も重要であるというふうに考えてございます。

特に、たばこのポイ捨てにつきましては、現在、設置を検討してございます五位堂駅北側の分煙施設の設置によりまして、一定の効果が見込まれるというふうに考えてございますが、状況を踏まえましてポスターを掲示するなど、注意喚起の方法につきまして、また検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

総合的な施策が必要だと思います。今現在でも、駅のところにはそうした貼り紙を見受けることができますが、今後とも重視しなければいけないと思います。駅北の喫煙所の設置が計画されている中、たばこの喫煙とポイ捨て防止との問題、関連性もあると思います。通勤、通学者が、駅利用について気持ちよく利用できる環境をつくる必要があると思います。

次に、この分煙施設について。分煙施設が設置されると聞いていますが、改めてどのような計画なのかをお願いします。

○都市創造部次長 具体的には、区域の面積につきましては10平米程度を予定してございまして、これをパネルで囲うものとして、パネルの高さは2メートル、これを固定した形で設置する計画でございます。

以上でございます。

○中井政友 分煙施設は、設置に関して様々な意見が、この議会でも行いました。設置する方針が今は変わらないのであれば、外部に煙が漏れないような施設としてほしいという声もあります。私自身も、近鉄八木駅で、囲われたところから多くの煙が来て、本当に二十数メートル離れていても煙たい、そうした思いをしました。分煙になっていない状況があるときもあります。受動喫煙防止条例を持っている本市であります。今後の利用状況を見て、検討し続けていただきたい。そうした思いであります。

「真美ヶ丘西小学校の環境整備について」

○中井政友 次に移ります。

真美ヶ丘西小学校の環境整備についてであります。

学童保育所の問題について、まず質問させていただきます。

すみれ野ができて子供が増えている状況、今後さらにマンションや集合住宅がまだまだ進む傾向にあります。そのような環境下で、学童保育所の状況、特に夏休み等の長期休業中の学童保育所整備環境を求める声があります。

育ち盛りの子供たちにとって、市内で多くの学友と長時間過ごすことになることは苦痛やストレスです。通所に抵抗を感じ、高学年になって退所する例もあり、負のスパイラルになっているとの保護者からの声があります。

さきの青木議員の質問に重ねてさせていただくことになりますが、よろしく願いいたします。現状についてお聞きし、原因を指定管理者と協議し改善を図っていただきたい、そのような思いです。まず、学童保育所の法的根拠についてお願いします。

○教育部長 お答えいたします。

学童保育所は、放課後児童健全育成事業といたしまして、平成9年の児童福祉法改正により平成10年4月1日より法制化されているところでございます。

具体的に申しますと、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものと規定されております。

以上です。

○中井政友 次に、指導員さんの待遇改善についてはどのように今進んでいるのかをお願いいたします。

○教育部長 お答えいたします。

学童保育所の入所児童数が増加いたしましたして、全国的に指導員の確保が困難な状況が続いております。そういった意味で、求人をする際の時給は全国的に上昇しているというところでございます。

また、指導員の人材の確保や待遇改善を目的として、厚生労働省が定める補助金の基準額が上昇していることから、待遇改善は確実に進んでいるものと考えております。

○中井政友 ありがとうございます。

しかしながら待遇、現状が改善されていないことは、まだまだ不十分なところがあるというふうに考えられるのではないのでしょうか。保育所と違い、先ほど説明いただいた児童福祉法は、法的根拠が市町村において努力義務とされています。この点が、国の義務的経費ではないとされているために、運営費や待遇改善が進まないのが現状です。

市の条例では、入所枠が設置定員の1.2倍までできるという問題もあるのではないのでしょうか。また、時給1,000円ではありますが、短時間勤務であり、全勤労者の平均所得よりは低い問題もあります。指導員さんの待遇改善は進んでいるとのことですが、恒常的な人手不

足から出ていないのが現状です。特に、長期休業中は体制が取れていないと聞いています。長期休業中の体制について重ねてご回答をお願いします。

○**教育部長** 夏期休業中を含めまして、学校休業日の保育時間は午前7時30分から午後6時まで、延長保育は午後7時まででございます。また、長期休業中のみ利用する児童も数名おりますので、在籍児童数は増えることとなりますけれども、一方で様々な家庭の行事等で欠席する児童も増える傾向がございます。

指導員は、基準に沿って配置してございますけれども、保育時間が長くなりますので、勤務時間の関係で指導員が入れ替わることとなっております。

以上です。

○**中井政友** そうした体制で進められているということですが、外遊びの問題も青木議員からありました。また、夏休みだけではなく冬休み、長期休業中ずっと遊びがないと保護者からご相談がありました。さらに、週2回の平日においても遊びがされていない。外遊びは、指定管理者の計画の中にあつたはずにもかかわらず、なされていない現状です。なぜ外遊びが実施されないのか、市として把握されているのでしょうか。

○**教育部長** お答えいたします。

夏期休業中の外遊びについての情報は、市としては集約してございませんでして、香芝市立学童保育所における夏期休業中の外遊びが実施されていなかったことにつきましても、把握しておりませんでした。

改めて指定管理者に確認いたしましたところ、熱中症警戒アラートの発表の有無、また暑さ指数が規定値を超えた場合は外遊びを控えるようにしている学童がほとんどでございました。

以上です。

○**中井政友** 夏期休業中の問題でのお答えだけだというふうに思うんです。

また、学童保育の現在の状況を知らないことも問題だと思います。指定管理者を実施した際、直営だったときと同じように、市がしっかりとモニタリングすることになっていたと思います。市が指定管理者に丸投げするという状態にあつてはいけない、そういうふうに感じます。

真美ヶ丘西学童保育所の入所児童数が、施設の状況からすると多過ぎて過密になり、いろんな児童のいる中で、落ち着かず、本当に学童保育所に行きたくないと訴える児童がおり、保護者として本当に困るというお話を受けました。

現在、定員100名に対し124名在籍とのことです。条例基準より多く、特に長期休業中は保育時間が長い上に外遊びが全くない状態が続いています。遊び盛りの児童に負担、ストレスが大きいのではないか、そうした質問をさせていただきます。

○**教育部長** お答えいたします。

毎年、学童保育所では保護者向けアンケート調査を行っているところでございます。真美ヶ丘西学童保育所に限らず、児童数が多い学童保育所におきましては、同様のご意見を持た

れている保護者はおられるというふうに認識いたしております。また、夏期休業中は、先ほど申しましたように、熱中症警戒アラートなどで外遊びができないこともございまして、児童がよりストレスを感じているといったようなことについては否定できない状態だと感じております。

以上です。

○中井政友 ストレスを感じて学童保育を利用したくないという子供がいて、本当に保護者が困るというふうに思います。夏休みだけではなく、冬休みも、平日においても、かなりの期間、外遊びがされていない。これは、西小学校だけでしょうか。学童の指定管理者のときに、人手不足解消と児童の活動に魅力があるということで、現在の指定管理者が採択されました。その取組がなされていないのは、指定管理者化の問題なのか、指定管理の会社の問題なのか。また、当該指導員の問題なのか、どういうふうに把握されているのでしょうか。

○教育部長 お答えいたします。

指定管理者におきましては、学童保育所での安全対策や遊びに対する考え方や方向性を示しているというふうに認識しております。また、指定管理者が示す特徴的なプログラムなどについても、機会は提供されているものと考えてございます。

日常の保育内容につきましては、児童の安全性を最優先にしつつ、各学童保育所によって、環境や子供たちの様子に応じて、指導員の判断によって決定されるものと考えております。

夏期休業中の外遊びについて、改めて指定管理者に確認いたしましたところ、重ねて申し上げますけれども、熱中症警戒アラートの発表の有無、また暑さ指数が規定値を超えた場合は外遊びを控えるようにしているという学童がほとんどでございました。

以上です。

○中井政友 十分でないお答えなので、残念であります。しっかりと現状把握を再びしていただけたらというふうに思います。

指定管理者のプログラムに、外遊びや児童の活動があったというふうに思いますが、これが実施されていない、そうした疑いが強い。保護者からの訴えによりますと、そのとおりできていないということが明らかだと思います。児童が伸び伸びと過ごす環境が整っていない。学童保育所を増設する、または指導員を増やすなどが必要ではないでしょうか。

また、指導員の加配は、また空間を狭くすることにもつながります。そのために、以前に使われていた隣のプレハブ、これを増設、改修して学童保育所を増設することを検討すべきではありませんか。答えをお願いします。

○教育部長 お答えいたします。

学童保育所の増設ということでございますけれども、三橋市長からの指示もございまして、基本的な考え方といたしまして、学童保育所は学校の校舎内、またはできるだけ学校の近くに設置することが望ましいというふうに考えてございます。

しかし、そういう施設整備は一朝一夕には実現することができないことから、順を追っ

で対応していくことになります。真美ヶ丘西小学校については、児童数の増加もございまして、校舎内には余裕教室がない状態でございます。施設や指導員の確保の困難さを考えますと、現状において、即座に増設するということは容易でないというふうに考えてございます。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

児童の増加によって教室にも余裕がなくなっているというふうなお答えだったと思います。校舎内近くということであれば、このプレハブで、さきにおいても学童保育所として利用されていたこともあります。予算もありますので、今後の課題、問題として、検討して、早急に改善していただけたらというふうに思います。

繰り返しですが、学童の指定管理者のときに、人手不足解消と児童の活動に魅力があると採択されました。その取組もされていないのは問題だと思います。これは真美ヶ丘西小だけの問題ではないかもしれません。また、近くの学童保育所を子供たちの学童保育所と比べると、子供たちの活動において大きな差になっています。待機児童になった子供たちもいたと思います。民間学童保育所への紹介や調整を市としてされたのか、できないのであれば新たに学童の増設をすべきではないかというふうに考えます。小1の壁を高くしている現在の状況、こどもまんなか社会を唱えられる市長として、この状況についてお考えをお願いいたします。

○市長 公立学童保育所につきましては、議員からも運営面におきましても様々なご指摘をいただいております。また施設面におきましても様々な課題があるものと認識をしております。

運営面につきましては、指定管理者に丸投げするようなやり方があるとすれば改めなければなりませんし、民間事業者が実施されている学童保育所の運営を見習うべき点があればしっかりと見習って、確かな運営理念を持って取り組んでいく必要があるものと考えてございます。

施設面につきましては、一部には学校施設を使用せずに分散して設置しており、児童や保護者に不便をかけている事項があると認識をしております。学校の施設を利用したり、学校の校舎を利用できない場合であっても、学校の校庭等が安全に利用できるような配置となるように工夫するなどいたしまして、順を追って整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

法的には努力義務というふうになっていますが、こどもまんなか社会を唱える市として、保護者や子供たちにより環境改善を行っていく、市として責任を持っていく、そうした姿勢で今後よろしくお願いいたします。

次に、西小学校についての通学路の安全についての質問をさせていただきます。

1月17日、私も中和幹線の総合施設建設中の交差点で、西小児童の登校状況を見学しました。多くの児童が、すみれ野から坂を登って登校されており、すみれ野から登校する、西のほうから登校する児童は約30分はかかるというお話を伺いました。

各グループもその中で別れ、小6の生徒がリーダーとなって小1等の下級生を旗を持って引率し、教員や見守り隊の方、保護者の方もおられて、その様子を引率されておられました。

しかし、歩道を青信号で渡るときに、一気には渡れない。多くの生徒のために渡れないグループがあり、その間、多くの児童が道路の脇に待機していました。

このすみれ野からの登校には、国道165号線、そして中和幹線の大きな交差点を渡らねばならず、安心・安全が心配されると、そういうふうに感じました。さらに今後、この交差点には、スーパーの開設、病院の移転が予定されております。登下校時の安全体制についてお聞きしたいところです。安全体制について答えをお願いします。

○教育部次長 真美ヶ丘西小学校の通学路についてでございます。

現在は、教職員をはじめ、保護者や見守り隊など、地域の方々に見守っていただきながら通学している状況でございます。

以上です。

○中井政友 では、先ほど私が前段で言いました、その現状を教育委員会としては把握されているのかどうかお願いいたします。

○教育部次長 毎日、通学の状況を見ているわけではございませんけれども、学校または市の職員からも報告を受けている状況でございます。

○中井政友 165号線、中和幹線の大きな2つの交差点、かなりの交通量があります。安全を私は心配しますが、保護者からも心配する声、PTA等から届いているのかどうかお願いします。

○教育部次長 今まで自治会や学校等から様々な要望をいただいております。過去には、歩道の拡幅や信号を歩車分離式にするなどの対策を行ってきている状況でございます。

○中井政友 中和幹線の交差点では、店舗や病院が開設予定です。下校時の配慮を強化することはできないかと考えます。登校時は、先ほどのように、多くの方が見守ったりすることができています。関係機関として、学校や開設される店舗、病院、保護者会、自治会との情報交換や連携、協議が必要だと思います。特に、下校時、低学年の子供たちだけになる可能性があります。配慮などをできないかどうかお願いいたします。

○教育部次長 登下校の時間帯や行事などの情報提供は、店舗あるいは病院に情報提供は可能であると考えてございます。また、物品搬入等についての配慮を申し入れることはできると考えてございますが、あくまでも強制力のない依頼をお願いすることになると考えてございます。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

しかし、できる限り努力はしていただきたい。事故が起きてからでは遅いというふうに思います。特に下校時、低学年だけの下校になります。現在の状況でも心配される体制が、さらに弱い体制になる。国道165号線の交差点が一番心配です。安全確保のために配慮できることはないのでしょうか。保護者会や地域の方と連携していただきたいというふうに思いますが、お願いします。

○教育部次長 できる限り教職員を配置してまいりたいと考えてございますが、人員には限りがある状況でございます。地域の方々と連携して、児童の安全確保をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○中井政友 地域の方々、すみれ野の方は、まだ若い保護者の方が多く、また自治会にとって、そういうことが今、可能かどうかということも考えながら、ぜひ検討していただければと思います。

「どんづる峯を境にした南北の課題について」

○中井政友 では、次に移ります。

どんづる峯を境にした南北の課題です。

これについては、議長のお許しをいただいて資料を配付させていただきました。ご覧ください。

この最初に写っていますのは、奈良県議会9月、芦高清友議員の質問の議事録の抜粋です。芦高議員からは許可を得ていますのでご覧ください。

まず1点目、香芝市に残る戦争遺跡、どんづる峯地下ごう。市の理事者及び近隣の方はご存じのように、どんづる峯地下ごうは、東ごう、西ごう、各1キロ、戦後80年になる現在も原形がほぼ当時の状態で残っている。東ごうは、数年前、ほぼ香芝市の所有になり、京都大学の地震観測機器を設置するため実質は閉鎖されています。西ごうは民有地で、所有者の好意の下、私たちも、私の入っているNPO平和のための香芝戦争展をはじめ、市民、県民、多くの方々が見学をし、日本が繰り返してはならない戦争と平和を学ぶ場になっています。

教育委員会にお尋ねします。市教委は、どんづる峯地下ごう戦争遺跡をどのように捉えられているのかをお願いします。

○教育部次長 お答えいたします。

どんづる峯地下ごうは、太平洋戦争末期、旧日本陸軍が本土決戦を指揮する拠点の一つとして昭和20年6月頃から終戦まで掘り続けられていたもので、東西2か所にあり、総延長約2キロに及ぶ、当時の姿をとどめる地下ごうとしては西日本最大級であり、戦跡として保存の必要性は理解しておりますけれども、文化財としての価値づけや、地盤が脆弱であり保存するにも技術的な課題が残っているという認識でございます。

○中井政友 分かりました。

沖縄戦が終了し、次に九州にアメリカ軍が上陸したときに、陸軍が特攻作戦を中心とした航空総軍という組織を八尾大正飛行場につくり、併せてどんづる峯地下ごうを戦闘指令所にして戦おうとしました。

さらに、2つ目の質問ですが、1995年、今から30年も前、文化庁は文化財保護法改正を受けて、文化指定の範囲を明治時代から第二次大戦までにし、全国で50の戦争遺跡を国の文化財に指定すべく各県から候補地を募られました。そのとき、奈良県からは、海軍の天理柳本飛行場と、香芝のどんづる峯地下ごう、2つを推薦したと聞いていますが、その辺の状況が分かれば、ご説明をお願いします。

○教育部次長 お答えいたします。

どんづる峯地下ごうにつきましては、当時、文化財としての価値づけが難しい、民有地が錯綜し、境界明示などの調査に多額の経費が想定される、地盤が脆弱であるため保存や活用が難しいといったことが選定されなかった理由のようであると聞いております。

以上です。

○中井政友 そこで芦高議員の奈良県議会の議事録に入るんですが、9月、奈良県議会で、香芝市選出の芦高清友議員が、景勝地どんづる峯そのものの指定範囲の拡張の問題とともに、どんづる峯地下ごうの学術的価値について質疑され、山下県知事から、地下ごうの史跡としての新規指定に当たりましては、それぞれ学術的調査を実施し、所有者の同意を得て奈良県文化財審議会に諮問する必要があるとございます、配付資料の芦高清友議員の議事録のとおりです、前向きの発言がされています。

所有者の同意を得てのところではありますが、配付資料2、パネルを出しますが、こういうふうに、これが165号線でここがどんづる峯です。市の所有地、公有地になったところがこちらで、どんづる峯の東ごうと西ごう、2つがあるという、こういう構図になっています。

この地図を見ても分かるように、西ごうは民有地の所有ではありますが、東ごうを含む東地域は、境界も確定し、ほぼ香芝市の土地所有になったと、そういうふうに確認したいのですが、よろしいでしょうか。

○都市創造部長 総合公園用地として用地取得をほぼ終わっております。

以上でございます。

○中井政友 続きまして、奈良県の県文化財指定に必要なもう一点、この議事録を読みますと、学術的価値と学術調査の問題です。配付資料3、学術的価値を証明した資料が、大西論文、塚崎論文、伊藤論文、その他があります。この30年の間に、配付した資料3で、分らなかったどんづる峯地下ごうの歴史的意味はかなりの程度明らかになってきました。

既に、議員の皆さんや市理事者の皆さんにお配りしていると思いますが、前もって教育委員会のほうにお渡しした大西氏や、塚崎氏の資料、市教委はお読みいただけましたでしょうか。感想があればお願いいたします。

○教育部次長 文化財を所管する文化財課によりますと、市民団体の方々からの情報共有ということで、全て寄贈いただいておりますのでございます。学芸員が全ての資料に目を通し

ているとのところでもございました。

また、配付資料の3の1、西ごう関連調査につきましては、学芸員4人が市民団体の方々の案内で、検証のために現地踏査を行ったとのことでもございました。

また、3と4につきましても、執筆に係る資料や情報の提供を行っているとのことでもございます。

○中井政友 私も十分理解できているとは言えませんが、若い方々は、我々は太平洋戦争について小学校時代から学んでいるが、本土決戦や、本土決戦に向けて陸軍や海軍がどういう体制を取っていたか、戦闘指令所などと言われてもピンとこない、そういうふうに使われています。大西氏、塚崎氏の太平洋戦争本土決戦における歴史的、理論的価値についての論文、これが資料4であります。

さらにありますが、これは大本營の資料、防衛省に保管されている資料で、重要なことが書かれています。決号航空作戦に関する陸海軍中央協定というのが1945年7月13日に出示されました。作戦指導の大綱のところ、1、敵上陸軍に対する作戦指導、敵上陸船団に対する攻撃はおおむね10日間程度の期間、特に船団の泊地、侵入前後に最大戦力を投入して、昼夜にわたり果敢執拗なる奇襲、強襲を反復し、その撃沈に努む。4、指揮関係において、陸海軍協同作戦を立前とし、協同を緊密ならしむ為、作戦間、陸海軍航空部隊の指揮官は同一場所または至近の距離に位置す。九州方面の作戦に当たっては、航空総軍司令部は、大阪近郊の八尾にあります大正飛行場付近に、また海軍司令部は、奈良大和飛行場、天理にあります、位置するというふうにあります。これが、この間のはっきりした資料としてあります。

多くの研究者が、膨大な軍の資料から見つけていただけました。この文章が示すように、10日間程度、陸海軍は共同で大阪、奈良を戦闘指令所にして戦うつもりでした。戦争が終わらず、米軍が沖縄に次いで九州に上陸した場合、戦闘指令所になった八尾やどんづる峯地下ごう、香芝は、そして天理は大変なことになっていたと思います。

もう一点、この間、全国の考古学を中心とした戦争遺跡を研究する考古学的な知見が数多く得られ、どんづる峯地下ごうの学術的な調査が進みました。主に西ごうの調査です。NPO作成のどんづる峯地下ごう関連資料集に記載しています。1、西ごうの入り口、A、B、C、3か所の掘り方、少し離れたところで見つかったダイナマイト置場、2、どの入り口も狭くなっている理由、3、ごう入り口Eの上にあった半円形テラス等々が、実は陸軍の作成した坑道の掘り方マニュアルどおりだったということ、ごうは未完成で終戦を迎えたということも解明されました。

そして、何より幅3.4メートル、高さ2.8メートル、通路120メートル、このトンネル構造は、松代大本營のトンネル規模に匹敵し、先頃、県が指定された沖縄首里城下の第32軍陸軍司令部の長さと同じで、多くの各地の地下ごうで保存措置が取られていないことから崩壊していく中で、どんづる峯地下ごうは、いまだに幸い原形をとどめ、多くの見学者、専門家が、そんなにすごい地下ごうがこんなにきれいに残っていると感想を語ってくれました。

2021年5月、香芝地域の地元若者が、どんづる峯地下ごう西ごう上で、終戦直後の朝日新

聞に記載された3棟の豪壮な建築物を見つけました。その一つは、二上小学校の旧木造校舎の作法室として使われていたことがほぼ確認されました。これが当時の朝日新聞の記事です。

二上小学校は、この作法室の写真を載せて、二上小学校の100年史で今に至るも伝えられています。コンクリートで囲われた水道2か所、タイル、れんが、水道管、湯飲み、茶碗、釜等、多くの遺物が見つっています。新たに、その後、連続する掩体5か所、文字が書かれた坑道や、兵隊の出入口も、全国の考古学者等の協力で見つっています。

戻りますが、昨年9月の芦高県議と山下知事のやり取りで、奈良県が戦争遺跡の文化財として指定する可能性も出てきています。香芝市は、この間の経過を踏まえ、県が出そうとしている県文化財指定と一緒に進んでいただきたい。そうした思いがあります。香芝市、奈良県の貴重な財産として、さらなる調査や保存、公開、平和教育への活用をお願いしたいところではありますが、お考えがありましたらお願いいたします。

○教育部次長 どんづる峯の追加指定により、範囲拡大や地下ごうの指定に向けて動き出すとなった場合には、研究者による地形、地質や動植物等の生態系などの学術的な調査を行い、文化財としての価値づけをする必要があると考えます。奈良県指定であれば、奈良県が主体的に調査すると思いますが、どんづる峯は文化財課だけではなく関係する所管課がございしますので、調整を図りつつ、協力できるところは協力したいと考えてございます。

○中井政友 ありがとうございます。

地元自治体として、県と協力して一緒に進んでいていただきたい、そうした思いがありますので、ぜひご検討よろしく申し上げます。

では、次に、産業廃棄物中間処理場の問題について伺います。

これも、さきの青木議員と重複することもあると思いますが、よろしく申し上げます。

二上山は、市の多くの団体や施設が名を冠するように、町の象徴であり歴史の一部です。しかしながら、現在の状況は、国定公園でありながら景観的にも心を痛める状況だと誰しも感じます。

また、前々市長の時代に、この産業廃棄物処理場をめぐって、繰り返し私たち議員にも告発する差出人不明の怪文書も送られてきたことがあります。挙げ句には、この市役所の周りを大音響を響かせる街宣車が回ったという事態も私は覚えています。このような事態や、ダイヤモンドトレイルを利用する市民が、病院から見て、異様とも見える状態を見て、不安に感じるのは当然ではないでしょうか。県の許認可事業であるとはいえ、地元の市として市民に説明すべきではないか、現状を改善、解消できないのかをお聞きしたいと思います。

今の社会には、どこかには必要とされている産業廃棄物の処理場自体がいけないのではなく、この施設が大き過ぎる、また中間施設であれば、排水処理がきちんとされているのかを業者自身の資料だけではなく、客観的に第三者的に調べ、説明してほしいという思いです。

不安に感じる市民への説明責任を果たすべきと考え、質問いたします。基準値を超える排

出をした場合、この報告義務があるのでしょうか。

○市民環境部長 産業廃棄物処理施設に係る水質については、現在は瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法によって規制されております。水質汚濁防止法では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質等が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるときには、応急の処置を講じるとともに、その事故の状況等を都道府県知事等に届け出ることと義務づけられております。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

水質汚濁防止法等で義務づけがあるということだというふうに思います。

青木議員も申しましたが、2018年、竹田川に赤い水が流れ、苗代にその水が入り、苗が全滅した事実があります。当時、その場所に、田の所有者、すなわち被害者、そして市役所の方、排水を流した企業の方、地元地域の方などが来て協議されたと聞いています。その結果、翌年、企業の責任で土の入替えをされたとも聞いています。

これは、応急の措置が講じられたとも言われますが、しかし奈良県への届出がされたのか。被害者が桜井の県環境センターに訴えても、対応は、優良企業だからと取り合ってもらえず、不問で返されたとの証言があります。

法の事故の状況を都道府県知事に届ける義務づけに反しているというふうに感じます。廃棄物水質基準を超えた場合、企業や施設は、報告義務と改善を講じる責任があると法には書いています。即時報告、また同法には、原因の調査、是正措置、環境改善報告の提出、継続的な監視というふうになっていますが、これがされているのかどうか。こういうことをしてこそ、本当に企業や施設の信頼性を高めることにつながるはずです。しかしながら、この事件後にも、県に報告の事実はありません。確認できていません。さらに、市の対応も、先ほどの対応も不信感をもたらせています。

2番目の質問です。廃棄物処理施設は、瀬戸内海環境保全特別措置法を守る必要はないのでしょうか。

○市民環境部長 瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする法律で、同法の適用を受ける地域では、水質汚濁防止法の規制より厳しい規制が適用されます。特定施設を設置あるいはその構造を変更するとき、その事業場からの1日当たりの最大排水量が50立米以上の場合には、あらかじめ奈良県知事の許可を受ける必要があるとされております。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

青木議員も申しましたが、市民の調査ではありますが、2024年12月、2025年1月、CODや窒素含有量を調べました。CODの基準値は20であるところが140、窒素については基準値は10でありながら110でした。瀬戸内基準には、CODの総量規制を行う、窒素、リンについても削減指導を行うとされています。排水基準は、窒素は120であります。この調

査値は110でした。このような状態でありながら、一度も県への規制値超えの報告もありません。市民が心配するのも当然ではないでしょうか。

根本的な問いであります、本当にこの施設は産業廃棄物の中間処理場でしょうか。

○市民環境部長 奈良県の廃棄物処理許可業者名簿によりますと、中間処理を行う産業廃棄物処分業者として県知事の許可を受けておられます。

以上です。

○中井政友 必要な書類がそろえば受理せざるを得ない、認可せざるを得ない、そうした対応だったと思います。

しかし、再生され、搬出されている処理土が、搬出されている事実は第三者の目で確認されていません。されているのかどうか分かりません。不十分な最終処理場になっているのではないか、中間処理場であれば備えておかなければならない処理や、排水などが地下にしみ込まないような対策が確認されているのかどうかを示しています。中間処理場でありながら、最終処分場のようにずっと仮置きになっているという元現場職員からの公益通報とも思える発言があります。

市民が安心して生活やなりわいを行えるような環境を整えることも、行政の仕事、責務ではないでしょうか。第三者の目で不信が解け、景観的にも自然豊かな香芝市として誇れるように、県任せにせず香芝市も取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。こうした市民の声にどのように答えていかれようとしているのかをお願いします。

○市民環境部長 本市が持つ都市と自然の融合した良好な都市空間と生活環境は、市民の共通財産であるので、市民の方が不安なく、これを守り育て、未来の世代に引き継いでいくために、香芝市環境基本条例に規定する基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及びその他の環境保全施策に今後も継続して取り組んでまいります。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

市民の不安に応えるために、市民の声を聞く会や県への問合せ、業者への問合せ、市民自らが調査することで説明会ができるのではないかと思います。中間処理場の許認可や登録状況を調査する、地元住民からの苦情や通報を収集する、適切に運営されているか、改善が必要がないかを確認する。そして、そうしたことが正確な評価を可能にしたいと思います。

この中間処理場は、全国でも最大規模の処理施設だと聞いています。甲子園が21個入る。私が入手した奈良県の情報公開での資料においても、パトロール記録がありますが、毎年変化なしと、ここ近年、記載されていますが、本当にその報告だけで安心してくださいと説明して安心されるのかどうか。住民の不安に応える、何か市としてすべきことをすべきだと思っています。

また、排出業者の責任も問われます。廃棄物処理法では、事業所は、この事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならないと規定されています。たとえば、産業廃棄物の処理を業者に委託したとしても、委託した廃棄物処理者が不適正な処理を

行えば委託した側の責任も問われると、そういうふうになり、多くの企業にも影響を与えます。

第三者の目で不信が解け、景観的にも歴史豊かな香芝市として誇れるように、県任せにせず香芝市としても産業廃棄物の処理法、廃掃法や、地方自治法、環境法に基づいて立入検査や監査を行い、法令や条例の遵守状況を確認し、必要に応じて指導や是正勧告を行う、そのことを要望させていただきます。

これで、任期４年間の最後の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。